



介護保険相談室

介護福祉課 ☎ 43・6947

福祉用具の購入費助成について

Q 介護保険の認定を持っています。入浴用いすを購入すると、介護保険から支給があると聞いたのですが。

A 介護保険の認定を受けた人が、在宅で入浴や排泄などに使用する特定の福祉用具を購入した場合、購入費用の9割が介護保険から支給されます。お問い合わせの入浴用いすは介護保険の支給対象となりますので、次の手続きをしてください。

- 対象者 要支援・要介護認定者
- 購入限度額 10万円(毎年4月1日から1年間)
※原則として同一種目の福祉用具を2つ購入できません。
- 支給額 購入費用の9割が支給され、1割が自己負担となります。
- 利用方法

①福祉用具を購入



②市役所に申請

申請に必要なもの
申請書、領収書、カタログ
のコピー等



③9割分が支給

なお、対象となる福祉用具は以下の5種類となります。

- ①腰掛便座 ▷和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ▷洋式便器の上に置いて高さを補うもの ▷移動可能なもの(居室で使用できるもの)
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具 ▷入浴用いす ▷浴槽内いす ▷浴槽用手すり ▷入浴台 ▷浴室内すのこ ▷浴槽内すのこ ▷入浴用介助ベルト
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具部分

※介護保険の対象となる福祉用具は都道府県知事が指定した販売事業者から購入する必要があります。販売事業者はW A M N E Tの介護事業者情報で確認することができます。指定事業者が不明な場合は、介護福祉課にお問い合わせください。

また、車いすなどの福祉用具貸与サービスがありますので、ケアマネージャーに相談してください。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

将来の年金額を増やせる「付加年金」をご存知ですか？

自営業・学生など第1号被保険者及び任意加入被保険者は、定額保険料(月額15,020円)に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、将来、老齢基礎年金に付加年金が上乗せして支給されます。受け取る付加年金の額は

200円×付加保険料納付月数です。

(例) 仮に1年間だけ付加保険料を納めた場合

▷保険料 400円×12月=4,800円

▷付加年金額 200円×12月=2,400円

付加年金は、老齢基礎年金に上乗せして支給されるので、65歳で2,400円を受給

66歳で2,400円を受給

(2年目で納めた保険料分を受給)

67歳以降も毎年2,400円を受給できるので、付加年金は、2年で保険料のもとがとれ、大変お得です。また、申し出により、その月の前月分から納付を止めることもできます。ただし、次の点にご注意ください。

※申込の月からのみ納付できます。(さかのぼって納付はできません)

※期日まで(翌月末迄)に保険料を納付しなかったときは、辞退の申し出があったとみなされるため、再度申し込みが必要です。

※将来、老齢基礎年金の受給資格が無いときは、付加年金も受給できません。

※老齢基礎年金のように物価に応じた増減は、ありません。

※国民年金基金に加入中の方は、付加年金の保険料を納めることができません。

将来、少しでも年金を増やしたいとお考えで、付加保険料の納付を希望する人は、市民課年金担当へお申し出ください。

- 手続きに必要なもの
年金手帳・認印